

北京知識産権法院の宿遅院長が北京知識産権法院の現状を発表

最高人民法院は2015年9月9日（水）午前10時、記者会見を開き、北京知識産権法院の宿遅院長が北京知識産権法院の現状について発表した。

中央政府の司法体制改革掘り下げの要求に基づき、中国共産党中央委員会、全国人民代表大会常務委員会、中央政法委員会、中国共産党北京市委員会、北京市人民代表大会常務委員会及び各界の関心、支援の下、最高人民法院及び北京市高級人民法院の正しい指導の下で、北京知識産権法院は力を結集し、進取の精神をもって改革に努め、党の第18回全国代表大会、第18期中央委員会第3回全体会議（3中全会）、第4回全体会議（4中全会）の精神を貫き、司法改革の推進を主軸とし、審判業務とチームづくりを2つの基点として、業務、模索、調査、総括を同時に並行し、諸業務を推進した。ここに具体的な現状を以下のとおり紹介する。

一．北京知識産権法院の概況

中国共産党の第18期中央委員会第3回全体会議「關於全面深化改革若干重大問題的決定（改革の全面的推進の若干の重大問題に関する決定）」、中央の徹底改革指導グループ「關於設立知識産権法院的方案（知識産権法院の設立に関する方案）」並びに全国人民代表大会常務委員会「關於在北京、上海、広州設立知識産権法院的決定（北京、上海、広州知識産権法院設立に関する決定）」により、北京知識産権法院は2014年11月6日に正式に設立された。設立当日、中国共産党中央政治局委員、中央政法委員会書記の孟建柱氏、中国共産党中央政治局委員、中国共産党北京市委員会書記の郭金龍氏並びに最高人民法院の周強院長など、多数の指導者がオープニングセレモニーに参加した。

知識産権法院は、中国における改革の全面的深化の進展、経済成長パターンの転換加速、イノベーション型国家の建設という大きな背景の下で設立された。知識産権法院は知的財産保護の強化、国家のイノベーション型発展戦略の具体化、イノベーション型国家の建設に向けた司法面での強力な保障という歴史的な責任を背負っている。また、司法改革全体の重要な一部として、司法改革の先駆者、模索者となり、知的財産裁判に適した組織設置及び審判運用システムの模索という光栄ある使命を担っている。

（一）管轄範囲と特徴

北京知識産権法院の管轄範囲と特徴は、以下に掲げる面に反映される。第1に、一審事件は技術系事件が主体である。北京知識産権法院は、専利、植物新品種、集積回路配置図設計、ノウハウ、コンピューターソフトウェアに関わる一審の民事事件、行政事件を管轄する。非技術系事件は、馳名商標認定に係る事件、独占禁止法違反行為に係る事件を除いて、管轄区の基層法院が一審法院で、北京知識産権法院が二審法院である。第2に、民事事件と行政事件の統括審理を行っている。北京知識産権法院は知的財産権に係る民事事件を受理するのみならず、行政機関が下した知的財産権に係る行政行為に対して提起された行政訴訟事件も審理する。第3に、専利、商標などの知的財産権の権利付与・権利確認について専属管轄を行っている。この類の事件は、北京知識産権法院が受理する事件の中で最も大きい比率を占める。

(二) 組織設置

北京知識産権法院は、「フラット化管理」の方式で組織設置を行っている。上層部は、院長1人、副院長2人、規律検査グループ長1人の4人で構成される。現在、立件庭、審判第一庭、審判第二庭、審判監督庭の4つ業務庭、1つ総合弁公室、1つ法警支隊を設けている。各庭は庭長のみ設け、副庭長を設けておらず、裁判官を中心として裁判官1名+裁判官補佐1名+書記官1名の比較的固定された裁判チームを構成し、管理ランクを減らしている。また、裁判官と助理で構成される研究・裁判管理弁公室を内設し、自治組織として裁判の研究・管理に取り組んでいる。裁判官補佐と書記官は事件処理の司法補佐業務を担う。

北京知識産権法院総合行政チームは極めて少数精鋭のチームで、総合弁公室は職員12名が50余りの業務を担っており、北京市高級法院の20近くの職能部門及び北京市委員会、北京市規律検査委員会、北京市司法局、北京市政府法制弁公室などの10余りの機関と連携体制を持つ。総合弁公室は総合化、簡潔化、効率化、サービス重視の原則に則り、「フラット化」「多面化」された管理方式を採用し、厳格な責任分担、高度なチームワークを重視し、審判業務のサービス、保障に関して優れた成果を収めている。

(三) 人員配備

北京知識産権法院は現時点で主任裁判官の定員を30名とし、裁判官22名（庭長4名）を初選任した。庭長を除く裁判官18名は選出委員会により、全市の三級レベル法院から選出した。裁判官の学歴は大学院卒が91%、平均年齢は40.2歳で、知的財産権審判の平均従事年数は10年。ここ5年間の1人あたりの知的財産権事件担当件数は438.5件。裁判官補佐39人、招聘制書記官29人、司法行政官12人を初選任した。

二. 審判を中心に、知的財産権保護を強化

(一) 事件受理及び審理の概況

2014年11月6日の法院設立から2015年8月20日までに、北京知識産権法院が受理した各種事件は6,595件で、そのうち一審事件は5,622件、二審事件は973件。一審事件のうち、著作権紛争が124件、商標権紛争が4,157件（商標をめぐる行政紛争4,116件、商標をめぐる民事紛争41件）、専利権紛争が1,263件（専利をめぐる行政紛争849件、専利をめぐる民事紛争414件）、技術契約、不正競争その他の紛争が78件。二審事件のうち、著作権紛争が763件、商標権紛争が70件、専利権紛争が13件、技術契約、不正競争その他の紛争が127件。

北京知識産権法院が受理する事件は、以下の特徴がある。第1に、他の普通中級法院と異なり、一審事件の受理件数が多く、受理件数全体の86%を占める。第2に、行政事件の比重が大きく、商標及び専利をめぐる行政事件が受理件数の75.3%を占める。そのうち、商標をめぐる行政事件が主体で、行政事件の事件総数の83%以上を占める。第3に、外国、香港・マカオ・台湾及び他都市に関わる事件が多く、そのうち外国及び香港・マカオ・台湾に関わる事件が一審事件数の39.4%を占め、他都市に関わる事件が一審事件数の67.6%を占める。第4に、専利、育成者権などに関わる難解で複雑な技術系事件が多く、比率は

一審事件数の25%前後を保っている。第5に、家具の意匠権者に関わる大量の権利保護をめぐる事件、初の商標登録同日出願をめぐる行政事件、改正後「商標法」の実施後初の商標代理機構による商標権冒認出願をめぐる行政事件、専利無効審判の中止行為の係争性をめぐる行政事件など、難解で複雑な事件及び新しいタイプの事件が多く、研究を通じて審判の方針や基準を確定する必要がある。第6に、商標「陌陌」をめぐる権利侵害事件、華為（ファーウェイ）と中興（ZTE）の専利をめぐる行政事件、消費者による中国聯通（チャイナユニコム）北京分公司を相手取った独占禁止法違反をめぐる事件、「二匹の蝶蝶」著作権侵害事件、「紅色娘子軍」著作権侵害事件など、社会に重大な影響を及ぼす事件が相次ぎ発生し、各界から幅広く注目を浴びた。

2014年11月6日の法院設立から2015年8月20日まで、北京知識産権法院での各種事件の既済件数は2,348件で、そのうち一審事件の既済件数は1,590件、二審事件の既済件数は758件。一審の既済事件のうち、著作権紛争事件は35件、商標権紛争事件は1,280件（商標をめぐる行政事件が1,266件、商標をめぐる民事事件が14件）、専利権紛争事件は258件（専利をめぐる行政事件が145件、専利をめぐる民事事件が113件）、その他の類型の事件が17件。二審の既済事件のうち、著作権紛争事件は613件、商標権紛争事件は56件、専利権紛争事件は4件、技術契約、不正競争その他の紛争事件は85件。

（二） 知的財産権保護を強化し、裁判規則の確立を重視

知的財産権をめぐる民事事件の審理において、北京知識産権法院は知的財産権保護の強化という指針の貫徹を心がけ、突破口と強調点を見出し、司法保護の実効性、抑止力、影響力に関して特に力を入れた。第1に、損害賠償額を引き上げ、知的財産権の市場価値を十分に実現した。市場価値から賠償額を逆算することで、両者の好ましい連動を実現した。4月26日世界知的所有権の日を契機に、典型的な事件に対する一括した審理、判決宣告を行い、知的財産権の司法保護を強化する鮮明な姿勢を明らかにした。周作人氏の子孫による新華出版社を相手取った著作権侵害事件において、作品の知名度、権利侵害者の過失度合いなどの要素を総合的に考慮した上で、賠償額を原稿料の3倍とした。モンクレール社によるロイヤルキャット社を相手取った商標権侵害事件において、係争商標の市場価値などの要素を総合的に考慮した上で、法定の上限賠償額300万元を賠償額とし、好ましい法的効果、社会的効果を収めた。第2に、立証責任を合理的に分配し、「立証難」、「事実認定難」の問題を着実に解決した。権利の類型をもとに、立証の難度を適度に引き下げ、心証を速やかに開示し、日常生活の経験を正しく活用し、立証規則の機械的な適用を回避することで、証拠審査の認定と事実解明の能力が大幅に向上した。第3に、行為保全制度の役割を着実に発揮させ、権利侵害を速やかに制止し、償うことができない損害の発生を回避した。法定条件を満たす出願については、保全措置を積極的に講じた。第4に、権利侵害責任の適用を改善し、全方位的に権利侵害者に対して制裁を行う姿勢を打ち出した。権利侵害者に生産用金型の廃棄、在庫品の廃棄を命じることで、権利侵害行為の重複を制止した。

権利付与・権利確認をめぐる行政事件の審理において、司法審査の役割を十分に発揮させ、行政機関による法に基づく行政を監督、支援し、権利付与・権利確認をめぐる司法審査基準の統一に力を入れた。中国の専利権総量が莫大で、質にばらつきがある現状について詳細な調査を行い、知的財産権のさまざまな特徴に合わせ、実効性のある保護措置を講じ、司法保護の厳格な権利付与を促し、偽の革新を抑制し、真の革新を保護する流れを醸

成した。商標の横取りが深刻で、著名ブランドを騙る行為が多発する中、商標法の規定を活用し、権利侵害行為の抑止を強化することで、法律を方向性とする商標司法保護の方針を十分に体现した。「地名にその他の含意がある場合を除く」、「地名を使用する登録済商標については継続して有効とする」、「その他、顕著な特徴に欠ける」など、商標権の権利付与・権利確認事件において紛争を引き起こしやすい規定について、事件の審理を通じて裁判規則を明らかにした。

(三) 審判業務の方式を模索し、知的財産権審判の特徴に合わせた新しい体制を確立

第1に、知的財産権審判事例指導制度の確立を模索した。最高人民法院は4月24日、中国の特色ある知的財産権事例指導制度を模索、試行し、知的財産権をめぐる司法行為の適正化、司法公開の深化、法適用の統一を段階的に進めるため、最高人民法院知的財産権司法保護研究センター傘下の研究機構として、北京知識産権法院に知的財産権事例指導研究(北京)基地を設立した。現在、拠点の建設はすでに始まっている。また、北京知識産権法院は知的財産権裁判文書における先行判決の引用を開始し、概念解釈の引用、事実認定の遵守、司法規則の参考など、事例引用のいくつかの方式を形成した。第2に、開廷審理を中心とし、争点に焦点を合わせた審判を模索した。合議体が整理した争点の確認を双方当事者に委ね、開廷審理において各当事者が平等かつ十分に意見を陳述できるようにした。裁判官補佐は先行事例を収集して整理し、当事者がその主張を支持する先行の指導事例を提出することを奨励している。一つの焦点につき証拠調べと弁論を一回行う、争点に焦点を合わせた審判を展開し、事実調査と法廷弁論を併せて行うことで、開廷審理の決定的役割を發揮させた。第3に、裁判文書の理論的説明に関する改革を推進した。弁解を当事者が自ら起草する又は当事者が署名により確認する方式を模索し、裁判文書は争点をめぐって逐一各当事者の主張に応えるようにした。各種事件の特徴に合わせ、審級、事件の類型及び難易度を踏まえて事件を選り分けている。「行政裁判文書体例改革方案(行政裁判文書体裁改革方案)」を制定し、簡単明解な事件には「省略式」、「引用式」で文書を作成し、複雑難解な事件には焦点をめぐって十分に理非曲直を論じ、当事者及びその代理人の意見を重視し、当事者及びその代理人が提起した意見を受け入れない場合は、裁判文書に理由を説明するよう求めている。

三. 開拓と革新を継続し、審判権運用システム改革を推進

法に基づき、秩序よく、実情に立脚し、積極的に革新するという原則の下、北京知識産権法院は審判権運用システム改革の7つの目標を確立し、その上で以下の改革措置を設計した。

(一) 合議体の確立と運用を変革、合議体が裁判を行い、合議体が責任を負担

比較的固定された合議体を組織し、審判長を固定せず、事件処理担当者が審判長を務めるようにしている。裁判官1名、裁判官補佐1名、書記官1名の比較的固定された裁判官チームを結成し、裁判官補佐が書記官の業務を手配する。開廷審理における裁判官補佐の地位と役割を模索するため、特別に裁判官補佐席を設けた。あらゆる事件に触れ、専門性を育て、専門家がリードするという原則に基づき事件を分配している。個々の事例を報告する制度を廃止し、専門相談制を確立した。国家利益などに関わる特殊な事件を除き、裁判結果は合議体の多数の意見により形成され、合議体において多数の意見が形成されない、

又は主任裁判官が少数意見を持つ場合、主任裁判官又は合議体は参考意見として、裁判官専門会議、庭長、院長又はその他のベテラン裁判官に意見を求めることができる。

(二) 院長、庭長の管理監督機能を転換、「院長開廷ウィーク」により院長による事件処理を常態化

院長、庭長が監督活動において作成した全ての文書をファイリングし、全プロセスで記録を残し、監督による越権行為の防止、職務怠慢に対する責任追及を徹底し、院長、庭長の役割が転換した後に生じうる司法の不統一、腐敗行為発生リスクについては、事件の公開化や透明化を通じて庭長に対する監督を実現している。院長、庭長はインターネットを通じて開廷審理の生中継や録画を随時確認し、事件の流れを知ることができる。社会への影響が大きな事件については、裁判官が自ら院長、庭長に報告し、監督を受ける。院長、庭長は交代制で、自法院の他の裁判官と合議体を組織して事件を審理することで、若手裁判官、裁判官補佐の「メンター (mentor)」としての役割を果たし、的を絞った人材育成を行っている。現在、院内すべての裁判官、裁判官補佐が、院長、庭長が審判長を務める事件に参加した経験を持つ。院長、庭長は、自身が審判長を務める形で審理に参加する事件において、合議体の構成員と平等な表決権を有する。合議の際、院長、庭長の最後の発言は、その他の合議体の構成員が単独で意見を発表することに影響しない。院長、庭長は率先して審判管理に関わる規定を遵守し、開廷時間がいったん確定すれば、他事務の処理を理由に任意に変更してはならない。

北京知識産権法院はまた、院長、庭長による事件処理指標を制定するとともに、その達成を保障するため、院長、副院長が毎月少なくとも1週間の事件の集中開廷審理を手配する院長開廷ウィークを制定した。設立以来、宿遅院長、陳錦川、宋魚水両副院長が処理した事件は156件、既済事件は62件。院の幹部が率先して事件を処理する中、4つの業務庭の庭長による事件処理件数は490件、既済事件は235件に上る。現在、院長、庭長が担当した既済事件数は、院内の既済事件数の12.29%を占める。

(三) 審判委員会の審判組織としての役割を発揮させ、直接審理の原則を貫徹

審判委員会は、審判手続き、審判規則、審判管理、審判における共通の難題を研究し、研究分野は国家の外交、安全、重大な政治事件に及ぶ。審判委員会は個々の事件の討議にあたり、必要に応じて開廷審理の動画を閲覧し又は事件書類を閲覧し、必要であれば、双方当事者が証拠調べに参加することができる。また、審判委員会が事例の認定と発表を指導する役割を担うことを模索するほか、審判委員会の開催時間等の情報を当事者に公開している。審判委員会の委員は、事件の開廷審理と評議に参加し、当事者に告知することができる。審判委員会の決議は、委員が署名により確認し、書面により下す形をとり、決議内容とその理由を裁判文書の中で公開する試みを行っている。

(四) 審級が異なる法院間の監督を適正化し、当事者の審級の利益を着実に保護

管轄区の基層法院による審判権の独立行使を維持し、審級が異なる法院間における指示伺い・報告の範囲を大幅に縮小し、事件報告制を専門相談制に変えた。審級が異なる法院間における責任転嫁を防止し、当事者の審級の利益を着実に保護するため、原審差戻しの

適用を厳格に制限した。内部の審判監督状を取り消し、原審差戻しの理由を決定書の中で説明し、文書の論理性と透明度を強化した。

(五) 知的財産権審判の法則性に適した司法責任制を模索

「一般大衆が司法審判の公正性に対していかなる合理的な疑いも生じない」ことを基準とし、司法責任追及制度の確立、清廉な風紀づくりに向けた取り組みを制定した。第1に、事件処理量及び重みを合理的に線引きする。各種職員の責任分担を明らかにした上で、業務日誌により各職員の実際の業務データの状況を探り、科学的かつ合理的な業務量及び重みの評価システムを確立した。第2に、考査システムを充実化する。裁判官チームにおける全体的な職務履行状況を考査・評価し、人員分類考査管理並びに合議体の構成員間及び裁判官チームのメンバー間の相互評価を実施している。第3に、審判の節目と結び付けた懲罰体制を模索する。審判の責任を階級毎に配慮し、主任裁判官が主要責任を負い、合議体の構成員及び補助員が具体的な過失をもとに事件について責任を負う。第4に、事例に基づく体制、訴権保障体制、外部監督体制により、個別の事件に対する当事者と一般大衆による即時監督評価を実現する。開放的かつ自発的に監督を受け入れ、人民代表大会代表、中国人民政治協商會議委員、当事者、弁護士などで構成された外部の清廉な風紀監督団を結成し、審判の品質と効率及び司法の風紀の常時評価体制の確立を目指している。

(六) 当事者の訴権を保障し、訴訟妨害行為に対する懲罰体制を確立

当事者の訴訟上の権利の行使を保障し、当事者の訴訟上の権利の行使が審判権運用に対して果たす監督・制約作用を実現するとともに、訴訟妨害行為に対する懲罰を強化し、開放的かつ動的で透明性、利便性を備えた陽光司法システムを構築することも北京知識産権法院の審判権運用システム改革の重要な一面である。そのため、北京知識産権法院は「民事訴訟における当事者の訴訟上の権利を保障するための実施弁法」、「司法拘留手続適用の実施細則」を制定し、審判業務において徹底的に実施している。

前述の規定は、裁判官に対し当事者が行ったさまざまな申請について、所定の時間内に回答するよう義務付けるほか、訴訟書類が法廷外で接触することを避けるため、その受領窓口を一本化している。また、当事者の訴訟上の権利のリスト及び通報監督ルートを公示し、院長、庭長が個別事件の手続きに係る問題について即時監督権を行使し、規律検査監督部門が苦情・通報に対するフィードバックを行っている。訴訟におけるつきまといや騒ぎ立てといった司法秩序を著しく妨害する行為については、法による予防と懲罰を行わなければならない。

四. チームワークづくりを強化し、司法能力を全面的に向上

(一) 裁判官チームの正規化、専門化、プロ化、国際化を推進

第1に、行政管理の色彩を弱め、裁判官の主体的な地位を強調する。裁判官チームを基本単位として業務に取り組み、各裁判官チームによる独立した模索とチーム管理方式の改善を奨励し、裁判の品質と効率の向上を促進する。重大な審判事項の意思決定、審判権運用システムに関して、裁判官合同会議の形で裁判官の意見を幅広く聴取し、意思決定の公開性、透明性、民主性、科学性を高める。第2に、調査グループの審判の補助的役割を十

分に発揮させ、専門能力の水準を高める。既存の審判資源を合理的に統合し、事件の相談及び審判の経験総括を速やかに行い、典型的な問題を深く追跡、分析することで、調査により審判を促し、審判、学術、研究を結びつけた審判能力向上のための新たな方式を構築した。第3に、研修を持続的に強化し、学術交流を積極的に展開する。審判実務において生じた難解複雑な問題を対象として、半年間に各種専門研修を20回余り実施した。研修対象範囲は北京知識産権法院の各部門及び管轄区の各基層法院の知的財産権審判庭をカバーし、司法裁判基準の統一化を力強く促進した。優れた裁判文書の評価や比較により、審判の専門化水準の向上を推進している。裁判官と裁判官補佐に対し、院内での各種学術シンポジウム活動への積極的参加を奨励している。第4に、裁判官に国際交流への積極的参加を奨励する。2015年上半期、北京知識産権法院の裁判官及び裁判官補佐延べ58人がEU、米国、スイス、韓国、台湾地区の知的財産権関連機構の来訪を15回、外国からの来賓131名を受け入れ、国際的な視野が大きく広がった。英語学習クラスを開設し、院内の公安幹部、警察の英語学習を積極的に促し、知的財産権をめぐる海外の動向に注目した。教育・研修ルートを開拓し、海外の高等教育機関、専門機構との提携により、国際交流研修の道を切り開き、裁判官が国際ルールを把握し、国際的な発言力を持てるよう手助けした。

(二) さまざまな取り組みにより裁判官の自治を実現

さまざまな事件の審理における難解な問題と脱行政化がもたらす司法の不統一の問題を解決し、審判官の業務能力を高めるとともに、人の目線に立った、常態化した自発的、自律的な自治管理モデルを構築するため、北京知識産権法院は研究・審判管理弁公室、専門調査グループ、裁判官合同会議、裁判官専門会議のプラットフォームを設置し、整った裁判官自治制度を構築した。そのうち、研究・審判管理弁公室は裁判官自治のための常設機関で、裁判官と裁判官補佐が交代で担当し、日常的な研究及び審判管理業務を行う。専門調査グループは各自が担当する分野内で知的財産権審判の典型的な判例を収集、整理し、複雑難解な問題について研究を行い、業務研修、ワークショップなどを通じて審判業務を促進するとともに、個別事件に専門相談を提供している。合同会議の目標は、会議・座談会の形式で裁判官の交流を深め、審判情報のコミュニケーションルートの滞りの問題を解決し、司法をめぐる認識と基準を統一し、裁判官の自己管理を実現することである。一方、裁判官の専門会議は、審判委員会による関連事件の問題解決をサポートすることがその役割であり、審判委員会に対して責任を負う。

(三) 外部資源の導入により司法能力を向上

第1に、司法ボランティア活動を他に先駆けて展開する。北京知識産権法院は、全国初の知識産権法院のボランティアサービスチームを開設し、業務の特徴に基づき訴訟サービス、審判業務補助、総合サービスの3つの役職を設置し、ボランティアの学歴、知識背景、実際の能力並びに将来のそれぞれのキャリアプランを踏まえて専門的なマッチングを行った。ボランティアの研修を就業前のボランティア意識に関する研修、集中的な適正化訓練、就業後の在職者研修の3段階に分け、適格なボランティア育成のための体系的な制度を整えた。研修の取り組みを通じ、北京知識産権法院は法院のボランティアサービス弁公室の全体管理を仲介役とし、法院の部門管理、ボランティア在籍学校の管理、ボランティア自己関連を連動させた着実かつ効果的なボランティア管理方式を確立した。また、ボランティアの家を設立した。ボランティアの家には、事務設備、娯楽設備や更衣室、ボ

ランティア文化、知的財産権に関する図書、定期刊行物を設置し、ボランティアにアットホームな職場、憩いの場を提供した。

第2に、広い範囲で専門能力が優れた人民陪審員を選任する。知的財産権審判の特徴をもとに、人民陪審制度改革試行事業のニーズを踏まえ、北京知識産権法院は人民陪審員の選任活動を幅広く展開し、政治的資質が優れる、業務能力が高い、社会的影響力が広い、開廷審理への正常な参加を保證できるといった事項を条件とし、組織の推薦と個人による自己推薦を受け入れた。2015年6月、海淀区人民代表大會常務委員會の承認を経て、行政機關、企業、高等教育機關、住居区から人民陪審員計106名を任命した。そのうち、ほとんどの人民陪審員は専門技術や法律のバックグラウンドを持つか、他の法院での人民陪審員の担当経験を有していた。人民陪審員は北京知識産権法院の専門事件の審査において大きな役割を果たしている。

五. 公開性と透明性を高め、陽光司法システムを構築

(一) 司法の公開制度を実現

北京知識産権法院は設立以降、公開審理（人民代表大會代表、中国人民政治協商會議委員延べ500人余りが開廷審理を30回余り傍聴し、一般大衆延べ2,000人余りが開廷審理を傍聴した）、開廷審理の生中継、審判情報のインターネットへのアップロード、ミニブログ「微博（Weibo）」やメッセージングアプリ「微信（WeChat）」を通じた事件報道（50件余り）、メディアによる取材（100回余り）の方法で、公開可能な一切の情報を速やかかつ全面的に一般大衆に公開した。メディアによる特別取材活動「司法改革試行法院基層団」を実施し、北京知識産権法院の審判業務や司法改革の現状を紹介し、好ましい社会的効果を収めた。また、裁判文書の公開を全面的に徹底し、8月20日時点で、発効済の裁判文書863部がインターネット上で公開された。

このほか、北京知識産権法院は歐洲特許庁上訴委員會、米国特許商標庁、韓国著作権委員會、スイス知的財産庁、ASEAN特許庁の会長・庁長の代表団及び米国ジョンマーシャルロースクール、香港法律論壇考察団、在中國英國大使館、上海知識産権法院、広州知識産権法院、北京市知識産権局、中央組織部二局、商標評審委員會、專利復審委員會、北京市律師協會、中華全國專利代理人協會などの国内外のさまざまな組織、機構の来訪を相次ぎ受け入れ、高度な司法公開を実現した。

(二) 知的財産の法的共同体構築を推進

知的財産権審判は専門性が強く、新しい知識が次々に生まれ、業務交流も盛んである。これを受け、北京知識産権法院は審判の各段階における「熟人社会」の構造的な弊害を防ぐとともに、法的共同体の優位性を生かし、各関係機関との共存共栄を目指している。北京知識産権法院は商標評審委員會、專利復審委員會、專利代理人協會、北京市知識産権局、律師協會などの機関との提携に取り組み、幅広く意見を聴取し、審判の品質と効率を制約する諸問題の解決を図るとともに、事例指導などの課題研究に共同で取り組むことで、知的財産権をめぐる学術面の繁栄と司法改革を推進している。現在、関係機関との間で一括配達、電子配達、証拠の準備及び受領・発送、電子文書の交換、応訴者との連絡、弁護士の変更や休憩といった諸問題が解決された。

北京知識産権法院は次のステップとして、一部の事件について意見を公募し、アマカス・キュリエ（法廷助言人）の導入を試みる。また、有識者らで構成される知的財産権審判諮問委員会を設立し、審判と研究に向けて専門性の高い知的支援を提供する計画を立てている。

出所：

2015年9月9日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所
で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-15367.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。